

名古屋大学大学院工学研究科物質プロセス工学専攻(物質創成工学講座) 教員(教授)の公募

記

1. 募集人員：教授 1 名
2. 所 属：物質プロセス工学専攻 物質創成工学講座
3. 専門分野：無機材料化学, 触媒工学などに立脚したエネルギー変換材料の設計・合成の学理構築に関する研究分野
4. 職務内容：・(雇い入れ直後)エネルギー変換材料にかかる物質創成工学分野における先導的な研究, セラミックス材料学・触媒反応システム・分析化学等に関する学部および大学院の講義・研究指導および物質プロセス工学専攻・工学研究科・全学における管理運営業務
・(変更の範囲)東海国立大学機構が指定する業務
5. 勤 務 地：・(雇い入れ直後)愛知県名古屋市千種区
・(変更の範囲)東海国立大学機構が指定する就業場所
6. 応募資格：博士の学位を有し, 上記専門分野における十分な研究実績があり, 研究・教育に強い熱意と意欲を持つ方. また, 学部・大学院における教育を日本語および英語で担当でき, 大学院博士後期課程の研究指導を担当できること.
※日本語を母語としない場合は, 学内諸業務を遂行できる日本語運用能力を有すること.
7. 勤務形態：常勤(任期なし)
8. 待 遇：(給与, 勤務時間, 休日, 雇用期間, 保険等)
・ 東海国立大学機構職員就業規則の定めるところによる.
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110010928.htm
・ 給与は本学において定める年俸制とする.
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110001585.htm
9. 着任時期：2025 年 4 月 1 日以降のできるだけ早い時期(着任時期については相談に応じます.)
10. 提出書類：書類は A4 判(縦使い・横書き)とし, それぞれ別葉としてください.
 - 1) 履歴書(形式自由, 写真貼付, 所属学協会, E-mail アドレス記載)
 - 2) 研究業績リスト：①学術雑誌論文, ②国際会議論文, ③著書, ④総説・解説など, ⑤受賞, ⑥特許, ⑦招待講演に分けて記載
[共著者名はすべて記入し, 自身の箇所に下線を, 責任著者には*(アスタリスク)を付すこと. また, 下記 3)の主要な論文(5 編)にマークをつけること.]
 - 3) 主要論文の別刷(5 編)
 - 4) 研究に関するこれまでの実績(1000 字程度および内容を示す概要図 1 枚)
 - 5) 研究に関する今後の抱負, 計画, 展望(2000 字程度および内容を示す概要図 1 枚)
 - 6) 教育に関するこれまでの実績と今後の抱負, 計画, 展望(1000 字程度)
 - 7) 最近 10 年間で, 代表として獲得した競争的研究費の状況と特記事項など

8) 学会における活動を含む社会貢献の状況

9) 応募者に関して意見を伺える方 2 名の氏名と連絡先

11. 応募締切: 2024 年 11 月 15 日 (必着)

12. 選考方法: 提出書類に基づき選考し, 必要に応じて面接を行います (面接時の旅費は応募者負担です. オンライン面接とする場合もあります).

13. 書類提出先:

上記の提出書類を 1 つの PDF ファイルにまとめ, 以下のアドレスに添付で送信してください. その際, 件名を「物質プロセス工学専攻教員(教授)応募(氏名)」としてください. なお, 受け取りの確認メール (受領後 3 日以内に返信) を必ずご確認ください.

書類の提出先アドレス: jinji2@material.nagoya-u.ac.jp

14. 問い合わせ先:

東海国立大学機構 名古屋大学 大学院工学研究科 物質プロセス工学専攻

教授 高見 誠一 E-mail: takami.seiichi@material.nagoya-u.ac.jp Phone: 052-789-3275

15. その他

- ・ 選考の過程で追加の資料を求めることがあります.
- ・ 応募書類は返却しませんので, あらかじめご了承ください.
- ・ 提出書類に含まれる個人情報は, 選考および採用以外の目的には使用しません.
- ・ 本学は業績 (研究業績・教育業績・社会貢献・人物を含む) の評価において同等と認められた場合には, 女性を積極的に採用します.
- ・ マテリアル工学科および関連専攻 (材料デザイン工学専攻・物質プロセス工学専攻・化学システム工学専攻) に関する情報は, 次の URL から確認できます. <https://www.material.nagoya-u.ac.jp/>
- ・ 適任者がいない場合は, 採用を保留することもあります.
- ・ 安全保障輸出管理の「みなし輸出」の改訂に係る手続きについて

2021 年 11 月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い, 大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い, 「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。該当者には後日連絡します。また, 採用時には「誓約書」の提出が必要となります。

以上